

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
訓 令 甲		
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
告 示		
○要措置区域の指定	(環境対策課)	二
○形質変更時要届出区域の指定(二件)	(同)	五
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	九
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	九
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度	(森林整備課)	一〇
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	一一
○定置漁業権の免許	(水産業振興課)	一一
○道路の区域変更	(道路課)	一一
○道路の供用開始(二件)	(同)	一二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	一二
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁高校教育課)	一二
企 業 局		
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程		一三

規 則

○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程
教育委員会
宮城海区漁業調整委員会

○教育委員会定例会の開催

○定置漁業の保護区域の指示

正 誤

○宮城県公報第二六一五号(平成二十六年十二月九日付け)中

一四
一四
一四
一五

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三十四号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十五条第四号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十八条第一項第二十一号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第十九条第十号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

(1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認

(2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

第二十条第二号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認
 - (2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定
- 第二十一条第一号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認
- (2) 第二十九条の二第一項の規定による中間前金払の認定

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに知事に対してなされた建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）第二十六条の二第二項の規定による下請負の承認については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各課長の専決事項の項第二十八号チを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第十二号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第四林業振興部長の専決事項の項第十一号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第十四号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第九号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第四地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第九号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十九号ホを次のように改める。

ホ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

別表第九仙台土木事務所の道路部長及び河川部長の専決事項の項第一号ニを次のように改める。

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。

- (1) 下請負の承認（第二十六条の二）
- (2) 中間前金払の認定（第二十九条の二）

附則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百二十八号

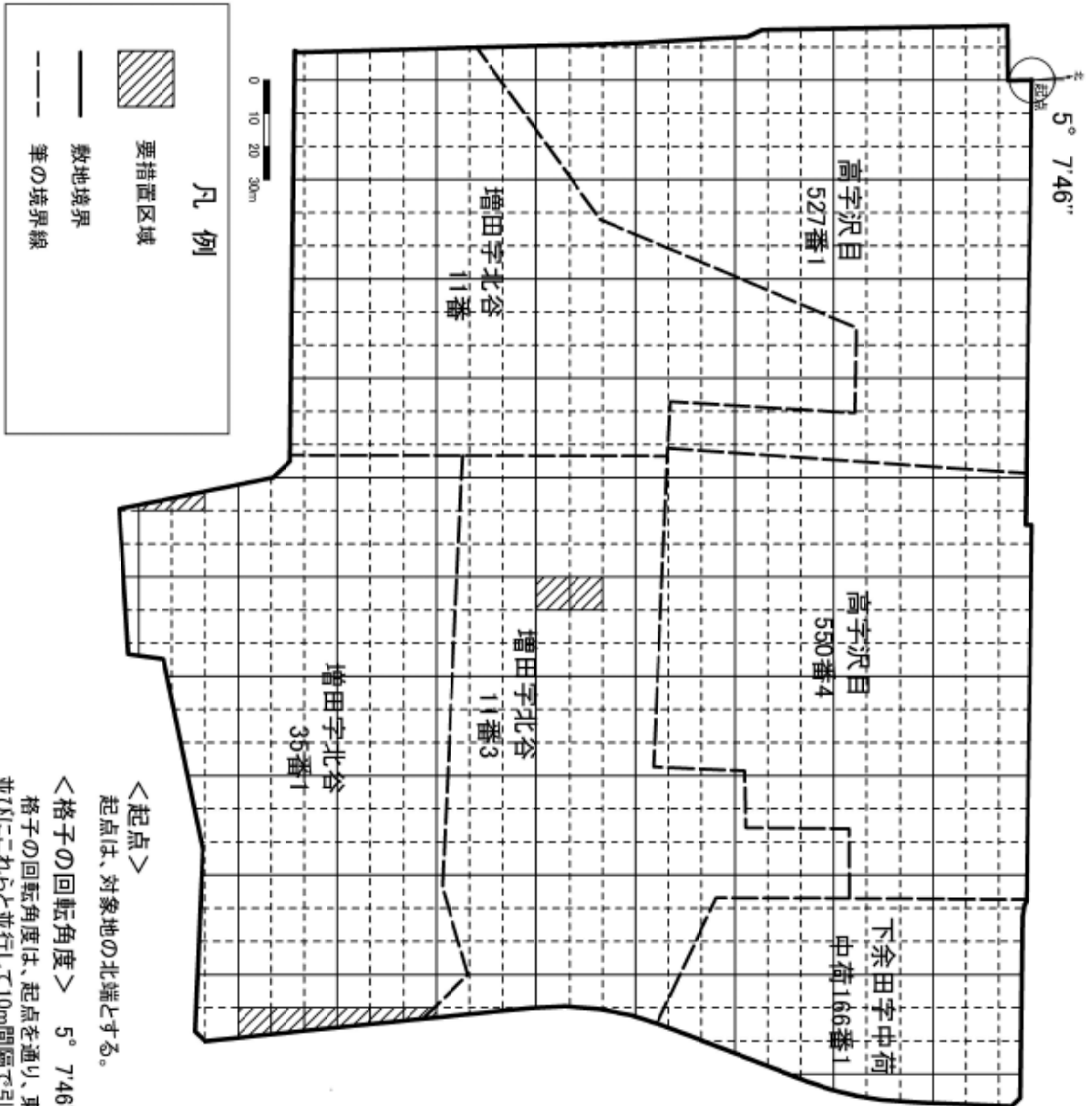
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年九月一日

一
要措置区域

名取市増田字北谷十一番三及び三十五番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



＜起点＞

起点は、対象地の北端とする。

＜格子の回転角度＞ 5° 7' 46"」

格子の回転角度は、起点を通り、東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

四 要措置区域において講ずべき指示措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと。

○宮城県告示第八百二十九号

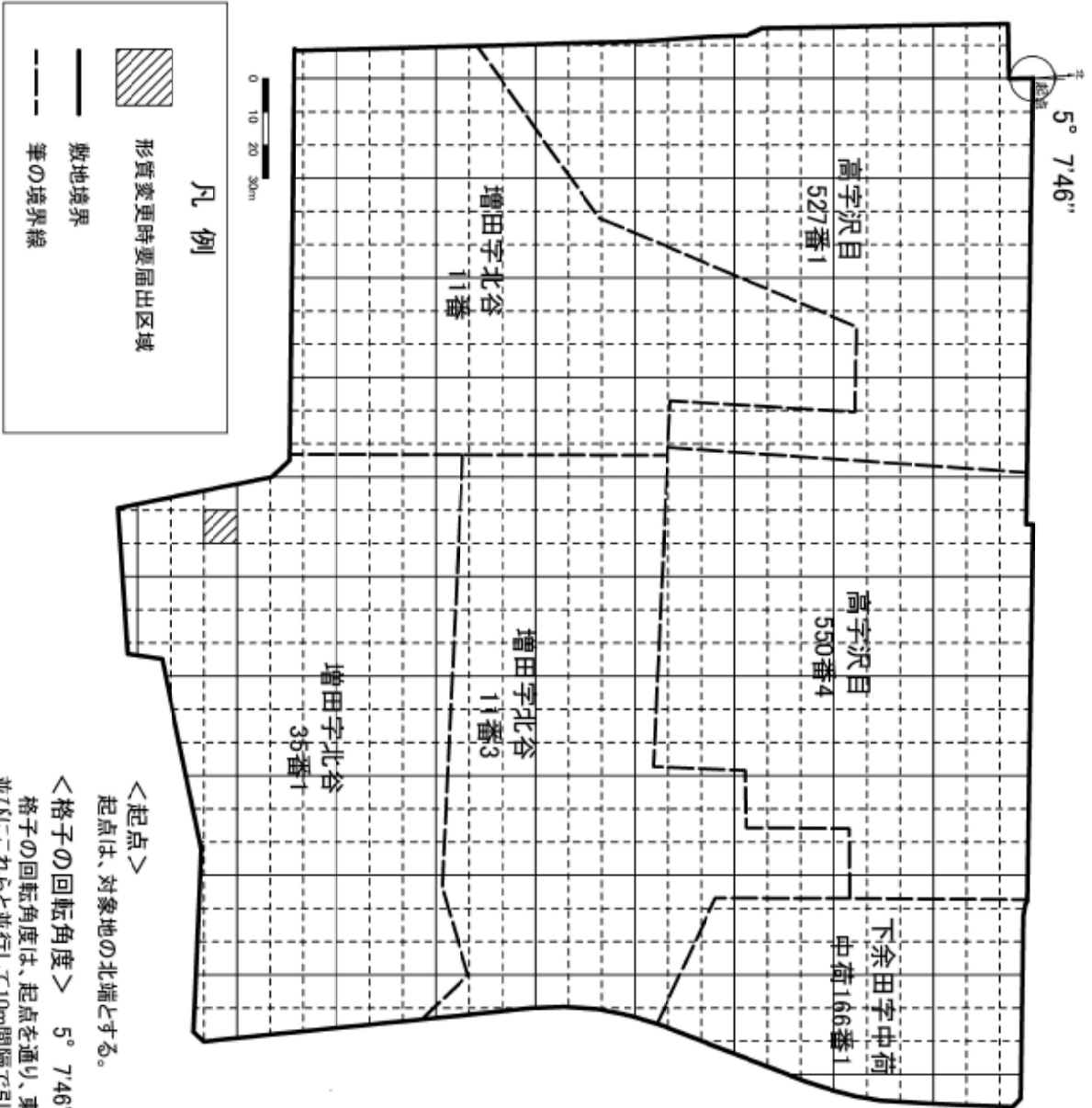
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年九月一日




宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

名取市増田字北谷三十五番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

 形質変更時要届出区域
 敷地境界
 筆の境界線

＜起点＞

起点は、対象地の北端とする。

＜格子の回転角度＞ 5° 7'46"

格子の回転角度は、起点を通り、東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百三十号

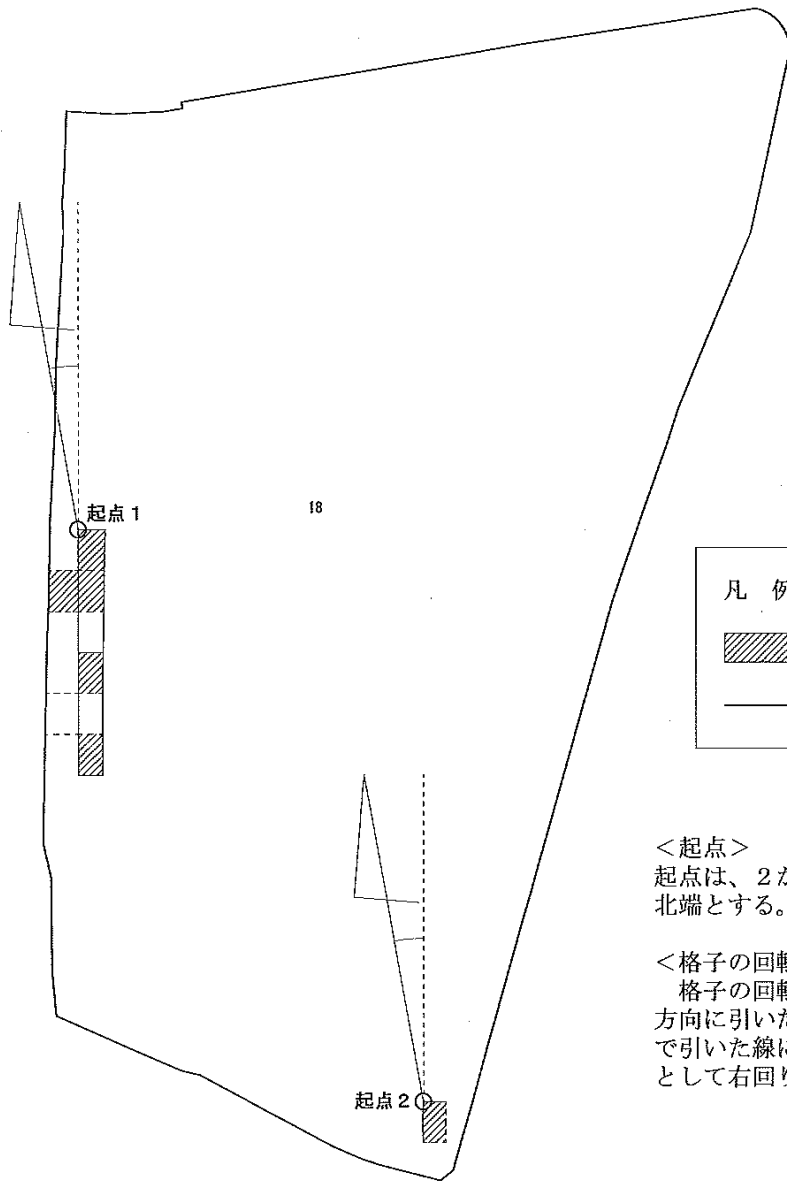
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年九月一日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

石巻市川口町三丁目十八番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界

<起点>

起点は、2か所に分割される対象地それぞれの北端とする。

<格子の回転角度> 10.3°

格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

0 10 20 30m

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百三十一号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。
平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 十月十三日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月十四日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月十五日	多賀城市 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月二十一日	大和町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十二日	大和町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十三日	大和町 全 域	午前十時から 正午まで	大和町保健福祉総合センタ 1（ひだまりの丘）
同 十月二十七日	松島町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町文化観光交流館
同 十月二十八日	松島町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	松島町文化観光交流館

○宮城県告示第八百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十
三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区について樹立する換地計画に関し、
次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。
平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
岩沼市	下野郷	新藤曾根	二八一	田	田	二、四六五	九・三一
同	同	同	二九一	同	同	四一八	一四・〇〇
同	同	同	三〇一	同	同	一、一〇四	四三・〇〇
同	同	同	三一	同	同	一、九四一	七八・〇〇
同	同	同	三二	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	三三	同	同	二、一一〇	一〇三・〇〇
同	同	同	三四	同	同	六二二	二五・〇〇
同	同	同	三五	同	同	二、二七八	九六・〇〇
同	同	同	四八一	同	同	一、〇三四	六三・〇〇
同	同	同	四八二	同	同	二八六	三五・〇〇
同	同	同	四八三	同	同	二七三	一七・〇〇
同	同	同	四九一	同	同	二、八四四	九九・〇〇
同	同	同	五〇	同	同	三、〇五〇	一一七・〇〇
同	同	同	五一	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五二	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五三	同	同	三、〇五〇	一一二・〇〇
同	同	同	五四	同	同	三、〇五〇	一一一・〇〇
同	同	同	五五	同	同	三、〇五〇	一一二・〇〇
同	同	同	五六	同	同	三、〇五〇	一二四・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
六二一	六一二	六一一	六〇一	五九	五八	五七二	五七一
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
二、九一一	一、〇七〇	一五〇	七九〇	二、七二二	三、〇五〇	二、一〇八	一、二八〇
三一・〇〇〇	〇・九一	一四六・〇〇	一三〇・〇〇	一一二・〇〇	一三二・〇〇	八七・〇〇	五二・〇〇

○宮城県告示第八百三十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十七年
度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類 同一の単位とされる
保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区	三八二・三五
北上川下流	三四二・三四
石巻地区	三五二・一四
迫川地区	一、一〇五・七〇
江合川上流	七三〇・三〇
鳴瀬川上流	一、二二二・一二
江合川下流	〇・八六
鳴瀬川下流	〇・八六
黒川地区	一八九・一八
仙台地区	一、三六七・三九
白石地区	一、六四九・九八

土砂流出防備保安林

本吉地区	二四・九〇
北上川下流	七・九四
石巻地区	二二・九八
迫川地区	七七・八六
江合川上流	一八三・七七
鳴瀬川上流	二三四・七四
江合川下流	一一・一二
鳴瀬川下流	二八・七六
黒川地区	六六・七六
仙台地区	一九九・一四
白石地区	〇・一二
蔵王町	〇・四六
川崎町	五・一八
仙台市	二二・五三
石巻市	二四・一四
気仙沼市	三・二〇
白石市	二・〇八
角田市	九・九四
登米市	二・九〇
栗原市	四・三四
東松島市	五五・一五
大崎市	五・一四
七ヶ宿町	〇・九八
柴田町	二・七二
丸森町	三・六〇
大和町	〇・三〇
大郷町	六・七二
加美町	一六・七八
女川町	〇・七六
南三陸町	一六・九七
石巻市	

防風保安林

干害防備保安林

魚つき保安林

魚つき保安林	
--------	--

気仙沼市 二・五六
 東松島市 〇・四二
 女川町 〇・九二
 南三陸町 〇・九〇
 宮城北部地区 一三・一四
 宮城南部地区 六・九〇

保健保安林

〇宮城県告示第八百三十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 白石市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - （1） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - （1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 白石市（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - （3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇宮城県告示第八百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、定置漁業権を次のとおり免許した。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許番号	漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域	制限又は条件	存続期間	漁業権者住所氏名
定第10号	平成27年6月2日付け、宮城県告示第615号の内容のとおり	同左	平成27年9月1日から平成30年8月31日まで	石巻市開成1番27合 宮城県漁業協同組合 岩手県釜石市河石町 第2地割46番地9 有限公司社泉澤水産
定第11号	同	同	同	石巻市開成1番27合 宮城県漁業協同組合 岩手県釜石市河石町 第2地割46番地9 有限公司社泉澤水産

〇宮城県告示第八百三十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
 その関係図面は、平成二十七年九月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
巨理郡巨理町荒浜字山神一二八番一地从先から 同郡同町荒浜字上東一〇番二地先まで		前A	後B	一〇・八 五〇・六	一〇・八 五〇・六	二六〇・〇	二六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第八百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字山神一二八番一地从先から同郡同町荒浜字上東一〇番二地先まで	平成二十七年九月一日

○宮城県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

宮城県告示第八百三十九号

○宮城県告示第八百三十九号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 花浜地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

- 岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

- 岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 設立認可の年月日

平成十一年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十七年八月二十五日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市小船越字下谷地八番一地从先から同市小船越字下谷地三一番地先まで
平成二十七年九月九日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年八月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 三千七百二十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年八月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二番三号
- 五 落札金額 五千四百九十九万九千二百九十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月二十六日

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年九月一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一勘定科目表費用勘定(1)水道用水供給事業又は工業用水道事業の表中

「 交 付 金 受 費 」	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律等に基づき支払われる交付金 他から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用	や	「 補 償 金 交 付 金 当 引 額 」
---------------------------------	---	---	---

「 交 付 金 課 水 費 受 費 」	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律等に基づき支払われる交付金 公租公課に要する費用 他から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用	じ	「 補 償 金 交 付 金 当 引 額 」
--	---	---	---

「 補 償 金 担 付 金 交 付 金 課 費 当 引 額 」	じ ら ぬ る 。		
--	-----------------------	--	--

別表第一勘定科目表費用勘定(2)地域整備事業の表中「退職給付金」を「退職給付費」に改める。
別表第一勘定科目表資産勘定の表中

「 電 話 加 入 権 リ ー ス 資 産 」	電話設備負担金、加入料、装置料等 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	や
--	---	---

「 電 話 加 入 権 商 標 リ ー ス 資 産 」	電話設備負担金、加入料、装置料等 商標法（昭和34年法律第127号）第3条に規定する権利 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	じ
--	--	---

「 材 料 消 耗 品 」	材 料 品 備 用 品 」	「 短 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金 」	「 前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 」	や
---------------------------------	---------------------------------	--	--	---

「短期貸付金貸引当金」	「前払金」	「前払金」
	を	前払消費税及び地方消費税
		に改める。

別表第一勘定科目表負債勘定の表中	「その他固定負債」	「預り敷金」	「その他固定負債」
	を	を	に
			に改める。

「リース債務」	「リース債務」	「リース債務」
を	を	に改める。

附則

この管理規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年九月一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第三項中「一・〇五を乗じて得た」を「消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）

附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成二十七年九月一日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十七年九月七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第三号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第四号議案 退職手当の支給制限処分について

第五号議案 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、定置漁業の保護区域に関して次のように指示する。

平成二十七年九月一日

宮城海区漁業調整委員会

一 保護区域

会長 畠 山 喜 勝

公示番号	漁場の位置	保 護 区 域		
定第十号	気仙沼市本吉町明神 崎地先	前 面	沖 合	後 面
定第十号	気仙沼市本吉町明神 崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十一号	気仙沼市本吉町明神 崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル

二 禁止行為

一に掲げる定置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日までとする。

正 誤

○宮城県公報第二六二五号（平成二十六年十二月九日付け）中

ページ	段 行	正	誤
四	下	前 一 二	前 一 二
		から	から
		定める	定めない